

就学支援費補助制度における家計急変のチェックフロー

高等学校・高等学校専攻科等

就学支援金制度を申請し、制度の上限額である、以下の月額授業料減免を受けていますか？

高校生等 月額33,000円若しくは全額
高校専攻科 月額35,600円

はい

既に上限まで減免額が適用されていることから、家計急変の対象になりません。

家計急変した収入が、これまでの就学支援金制度による判定結果と変わらない状況である場合は、家計急変の対象になりません。

いいえ

保護者等の家計が急変した理由は、突然のリストラや、傷病等によって入院等したことによる離職や減収など、本人の意思にかかわらず起こってしまったものですか？

いいえ

自己都合による離職や離婚によるものなどは、家計急変の対象になりません。

はい

急変した月から1年間の収入見込み額の計算結果が、現在の就学支援金制度による判定結果と異なるものですか？

いいえ

はい

家計急変により、収入がこれまでの就学支援金制度による判定結果と異なる区分になる状況である場合は、当制度の対象となる可能性がありますので、私立学校か、青森県総務学事課までお問い合わせください。